

公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 7 条第 1 項の規定による届出があったので、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 8 条の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

なお、当該商業施設の構想について、良好な商業環境の形成を図る見地から意見を有する者は、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、この公告の日から、縦覧の終了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までの間に、静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 27 年 10 月 28 日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所

株式会社エンチャー

代表取締役 遠藤 健夫

静岡県富士市中央町 2 丁目 12 番 12 号

2 商業施設の位置

静岡市駿河区大和二丁目 5 番地 10 外 5 筆

3 商業施設の規模及び主な用途

(1) 商業施設の名称等 ジャンボエンチャー静岡店

(2) 階数 2 階建て (別館 5 階建て)

(3) 建築面積 7,973 m² (増築部分 589 m²)

(4) 延べ面積 12,425 m² (増築部分 589 m²)

(5) 小売業の用に供する部分の面積 4,675 m² (増築・用途変更部分 1,458 m²)

(6) 主な用途 店舗

(7) 主たる販売品目 DIY 用品、園芸用品、日用品、建築資材等

4 届出書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

- ① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎））
- ② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町5番1号（葵区役所））
- ③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町10番40号（駿河区役所））

(2) 縦覧の期間

平成27年10月28日から平成27年11月25日まで

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出期限

平成27年12月2日